

2025年1月20日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター**「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」に対する意見**

貴委員会から2024年11月21日付で公表されました「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問Ⅰ-1（包括利益の表示に関する質問）

包括利益会計基準改正案及び株主資本適用指針改正案における上記の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意します。

質問Ⅰ-2（その他）

その他、包括利益会計基準改正案及び株主資本適用指針改正案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】

特にありません。

質問Ⅱ-1（特別法人事業税の取扱いに関する質問）

法人税等会計基準改正案及び税効果適用指針改正案における上記の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意します。ただし、実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「実務対応報告第42号」という。）についても、あわせて改正することをご検討ください。

（理由）

実務対応報告第42号第4項では、用語の定義として「事業税」については、法人税等会計基準における定義と同様とするとともに、第8項や第9項等においてグループ通算制度を適用する場合の取扱いが定められています。

法人税等会計基準において「事業税」に加えて「特別法人事業税」を新たに追加したことに伴い、実務対応報告第42号において、グループ通算制度を適用する場合の「特別法人事業税」の取扱

いについても明確化することによって、会計基準間の統一が図られると考えられるため、実務対応報告第 42 号もあわせて改正することをご検討ください。

質問 II-2（今後の基準開発の方向性に関する質問）

法人税等会計基準の適用対象となる税金を定める方法を見直すことに関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】

適用対象となる税金を定める方法を見直すことには同意します。ただし、「所得を課税標準として課される税金」のみを適用対象とする場合、現在適用対象となっている事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）等が適用対象とならなくなるため、適用対象となる範囲が狭まらないようにすることをご検討ください。

（理由）

法人税等会計基準が具体的な税金を挙げて、当該税金について規定する税法を参照することにより特定して会計処理及び開示について定めているのは、金額的な重要性や検討すべき課題の有無等により、実務において会計上の取扱いを明らかにする必要性が高い税金について、適用範囲に含めたことによる（法人税等会計基準第 26 項）ものと考えられます。

そのため、現在適用対象となっている事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）等は、実務において会計上の取扱いを明らかにする必要性が高い税金であると考えられ、このような税金が適用対象から除かれることがない形で見直しを行うことをご検討ください。

例えば、適用対象を「所得を課税標準として課される税金等」とし、「等」として、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）等を具体的な税金として定める方法が考えられます。

質問 II-3（その他）

その他、法人税等会計基準改正案及び税効果適用指針改正案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】

特にありません。

質問 III-1（種類株式の取扱いに関する質問）

実務対応報告第 10 号改正案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意します。

質問Ⅲ-2（その他）

その他、実務対応報告第10号改正案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】

特にありません。

以上